

川越市子育て世代包括支援センターの実施について（報告）

川越市子ども・子育て支援事業計画中間年改定版(平成27年度～平成31年度)では、基本目標1として「子育て世代包括支援センターの整備事業」を掲げております。

本市では、この度、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要な情報提供・助言等を行うことにより、適切な支援につなげる川越市子育て世代包括支援センターを実施することとしましたので、その概要につきまして以下のとおり報告いたします。

【川越市子育て世代包括支援センターの概要】

1 目 的

母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築する。

2 実施方法

子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業（母子保健型・基本型・特定型）の連携をもって実施する。（別紙参照）

3 対 象 者

川越市に住所を有する妊産婦、子ども及びその保護者

4 業務内容

- (1) 妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること。
- (2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと。
- (3) 支援プランを策定すること。
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと。

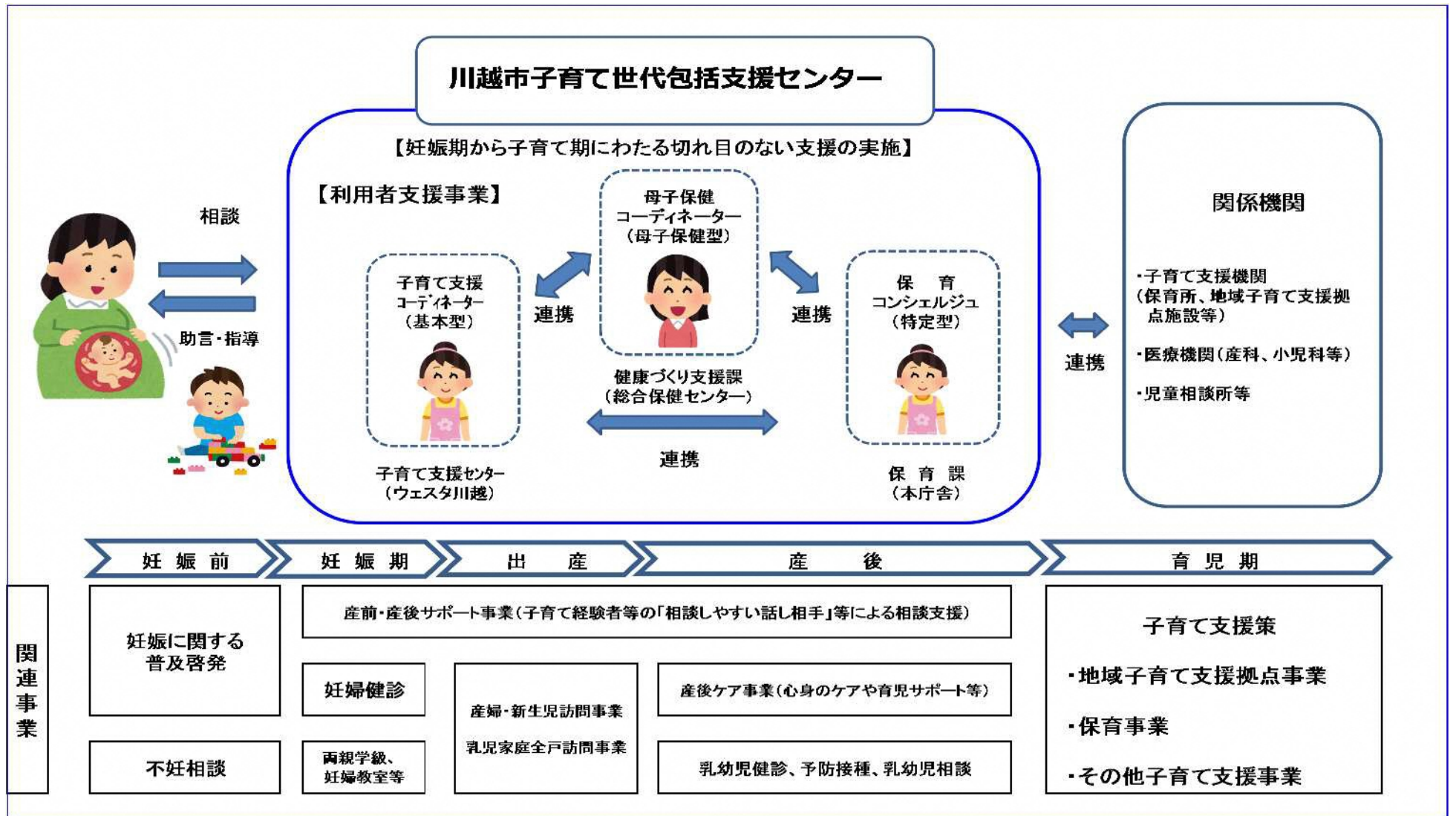
5 実施場所

保健医療部健康づくり支援課（総合保健センター） こども未来部子育て支援センター（ウェスタ川越）及びこども未来部保育課（本庁舎）

6 実施開始予定日

平成30年10月1日

担当：保健医療部 健康づくり支援課
こども未来部 こども育成課



【備考】

川越市子育て世代包括支援センターでは相談票書式を統一し、担当外の相談内容も含めて聞き取り、適切な支援サービスにつなげます。

妊娠届出の際の母子保健コーディネーター(保健師等)による面談機会を拡大し、早期からの妊婦の状況把握に努め、その後の支援につなげます。

個人情報を適切に取り扱うとともに当該センター内で情報の共有化を図り、きめ細やかな支援の提供に努めます。